第二十八条　外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条　特典を受ける権利

1 (a) (i)　一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、

(ii)　当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、この条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、この条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

(b) (a)の規定は、(a)に規定する他方の締約国内において取得される所得が恒久的施設を通じて行われる事業の活動から生じ、又は当該活動に付随するものである場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定のために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの（銀行が行う銀行業、保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。）を含まない。

(c) 一方の締約国の居住者が取得する所得について(a)の規定に基づいてこの条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が(a)及び(b)の要件を満たさなかった理由（例えば、損失の存在）を考慮した上で、当該特典を与えることが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

2 この条約の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第三十条　見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条　効力発生

1 (a) (i)　各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) (i)　日本国においては、

課税年度に基づいて課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ペルーにおいては、

この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得される所得に対する租税及び同日以後に支払われ、貸記され、又は費用として計上される額

3　2の規定にかかわらず、第二十六条及び第二十七条の規定は、これらの規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、次に掲げる日から適用する。

(a)　第二十六条の規定に関しては、この条約の効力発生の日

(b)　第二十七条の規定に関しては、両締約国の政府が外交上の公文の交換によって合意する日

ペルーが第二十七条の規定を実施するための国内的な根拠及び手続を導入した場合又はペルーが当事国である他の国際協定の規定であって当該国際協定の他の当事国に対して租税債権の徴収について支援を行うことをペルーに求めるものの適用が開始される場合には、両締約国の政府は、(b)に規定する日について合意する。ペルーの権限のある当局は、これらの場合に該当することとなった後直ちに、日本国の権限のある当局に対してその旨を通知する。

第三十二条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して書面による終了の通告を行うことによって、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものについて適用されなくなる。

(a) (i)　日本国においては、

課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii)　課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b)　ペルーにおいては、

当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に取得される所得に対する租税及び同日以後に支払われ、貸記され、又は費用として計上される額

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十九年十一月十八日にリマで、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
土屋定之

ペルー共和国のために
グスタボ・メサ＝クアドラ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とペルー共和国との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びペルー共和国は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　条約第三条1(d)の規定に関し、「者」には、ペルーについては、管理された遺産及び夫婦組合を含むことが了解される。

2　条約第五条の規定に関し、同条2に規定する事業の場所は、それぞれ、同条1の要件を満たす場合に限り、同条1に規定する恒久的施設を構成することが了解される。

3　条約第七条3の規定に関し、恒久的施設が存在する締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を計算する場合には、同条3の規定に基づく当該恒久的施設に帰せられる費用の控除の要件は、条約第二十四条の規定に従うことを条件として、当該締約国の法令によって決定される事項であることが了解される。